

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 2 3 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会				
事務局 (担当課)		総務局総務部情報公開課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)				
開催日時		平成 3 0 年 8 月 1 3 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 2 0 分まで				
開催場所		相模原市役所 会議室棟 2 階 第 3 会議室				
出席者	委員	1 3 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	3 人 (情報公開課長、同担当課長、同副主幹)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 1 2 2 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について 2 諮問事案に係る調査審議について 相模原市個人情報保護条例第 6 条に定める要配慮個人情報の取扱いについて 3 保有個人情報取扱事務の登録等について (報告) 4 その他 				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局及びその他職員
の発言)

1 第122回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について

第122回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録(案)について承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

2 諮問事案に係る調査審議について

相模原市個人情報保護条例第6条に定める要配慮個人情報の取扱いについて

実施機関である情報公開課から説明の後、質疑応答が行われた。

類型9のサービスの提供や措置の決定という表記は、他の類型が、栄典、表彰等やイベント、研修、健康診査など具体的な内容が分かる類型になっているのに比べ曖昧である。個別事務を確認すると障害、高齢者、児童等へのサービス給付等の事務数が多く、サービスの提供や措置の決定という記載になったと思うが、この類型は、全ての項目の要配慮個人情報を取り扱うことができるため、何の事務にでも使われてしまう可能性がある。

類型8のイベント、研修等で、個別事務を確認しても4つの項目の要配慮個人情報を取り扱うのは類型として広すぎるのではないか。

類型の説明欄に要配慮個人情報を取り扱う理由とあるが、その中に「要配慮個人情報の取り扱う必要性」の記載があり、後半に「事務の目的の範囲内で取り扱う限り、一般的に個人情報保護上の問題は生じないものと考えられる」等の記載が他の類型と同じようにされている。取り扱う限り問題が生じないと一概に言えないと思われるため、要配慮個人情報を取り扱う理由ではなく、必要性和記載した方が良いのではないか。

32,33の保有個人情報取扱事務登録簿が無となっているがどうということか。

今回の要配慮個人情報の取扱いの全庁調査の中で、担当課は保有個人情報取扱事務登録簿を作成していなかったことが判明した。今後、要配慮個人情報の項目を含んだ保有個人情報取扱事務登録簿の様式変更を予定しているため、その際に全庁に周知徹底を図っていく。

類型10の健康相談等で宗教上の理由で食事制限があることや輸血の拒否等の情報を相談窓口で収集することが想定される。類型11の採用後の健康管理や類型12の事故や災害の発生時でも同じことが想定される。積極的に取り扱うものではないが、相談者等から様々な相談を受ける中で、取り扱う可能性のある要配慮個人情報の範囲をどの範囲にするのが課題となる。

類型11の選考、採用等は、任用前に健康診断書を提出させるには、収集時を基準に

するこの類型がないと収集できないということか。

そのとおりである。採用後の人事管理等に当たり、採用前に収集した情報を使って採用後に利用するものであり、採用後に収集するものではない。

類型9の 51 手話通訳者の派遣・設置及び要約筆記者の派遣事務の個人の類型が聴覚障害者（本人）であり、手話サービスが必要な本人から犯罪の経歴を含む全ての項目の要配慮個人情報を取り扱う必要があるのか。とりあえず全ての可能性があるから全ての項目にしたと思われる。また、59 支給決定事務においても個人の類型が障害者、障害児、医師であるのに、全ての項目の要配慮個人情報を取り扱うことになっている。類型9は、サービスの提供や措置の決定という言葉が曖昧であり、全ての項目を取り扱うことができるため危うい感じがある。何のサービスを提供するか事務の範囲を限定し、なおかつ取り扱う個人情報も本当に必要なものだけにする。類型にないものは個別諮問で対応できるので、事務範囲を広く捉えられる類型9は課題があるのでは。

類型9で言えば、全ての項目が該当となっている事務は再確認が必要では。

ご指摘を受け、事務局として再確認したい。

類型の取り扱える範囲を絞る必要性はあるが、類型として扱うのであれば、ある程度の抽象的がないと機能が損なわれる。表現を工夫する必要があるが、必要性との兼ね合いをきっちり強調する必要がある。類型として扱うのであれば、一定程度の抽象性がないと運用上支障があるため、各課の回答で全ての項目が該当となっている事務は再点検をし、事務の目的に必要な限りにおいて必要な項目か確認する必要がある。類型として決めたから収集して良いのではなく、類型に則って判断し、ひとつひとつ収集して良いか事前に決める必要があるのでは。事務事業ごとに扱うべき要配慮個人情報に差があるため、類型はひとつの考え方であり、類型どおり全部当てはまる訳ではないので、取り扱うには事前に審議会の意見を聴くようになるのでは。

個別諮問の 160, 161 は、今まで説明を受けた類型に含まれる事務に思うが。

ご指摘を受け、事務局として再確認したい。

個別諮問の 161 保育所児童保育要録作成事務の社会的身分とは具体的に何か。戸籍等が想定される。

審議の結果、相模原市個人情報保護条例第6条に定める要配慮個人情報の取扱いについて、継続審議とすることとなった。

3 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

4 その他

次回の審議会の日程について、平成30年9月20日（木）午前9時30分からの開始を予定することとした。

以上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(平成30年8月13日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	早川 和宏	東洋大学法学部教授	出席	副会長
3	小形 文夫	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	金子 さつき	公募委員	出席	
5	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部准教授	出席	
6	齊藤 愛	千葉大学法政経学部教授	欠席	
7	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
8	櫻井 正友	公募委員	出席	
9	清水 善仁	法政大学大原社会問題研究所准教授	出席	
10	白澤 章子	弁護士	出席	
11	瀬戸 洋一	産業技術大学院大学 情報アーキテクチャ専攻教授	出席	
12	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	欠席	
13	中西 知子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら理事	出席	
14	中山 光明	相模原市自治会連合会理事	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は平成31年6月30日まで